

## 地域の会第196回定例会 資料

令和元年10月2日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

資料1：前回定例会（9月4日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：竹内委員ご質問（9月16日付）への回答

## 前回定例会（9月4日）以降の原子力規制庁の動き

令和元年10月2日

柏崎刈羽原子力規制事務所

## 【原子力規制委員会】

10月2日 第33回原子力規制委員会

新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況について

## 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

8月29日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【12】

9月2日 新規制基準適合性審査に係る資料提出

新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【13】

9月4日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【14】

9月5日 新規制基準適合性審査に係る資料提出

新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【15】

9月6日 新規制基準適合性審査に係る資料提出

9月9日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【16】

9月10日 第769回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

9月11日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【17】

9月13日 新規制基準適合性審査に係る資料提出

9月18日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【18】

9月18日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【19】

9月19日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【20】

9月20日 新規制基準適合性審査に係る資料提出

9月25日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉 工事計画)【21】

## 【規制法令及び通達に係る文書】

8月19日 柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知

9月3日 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理

9月12日 柏崎刈羽原子力発電所第1号機から7号機の施設定期検査申請書に係る変更の内容を説明する書類を受理

9月17日 柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知

9月24日 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理

9月26日 柏崎刈羽原子力発電所に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書を受理

### 【被規制者との面談】

- 8月28日 柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災要素訓練の事前説明について
- 9月6日 検査制度見直しに関する東京電力ホールディングス株式会社との試運用に関する面談【品質マネジメントシステムの運用に関するチーム検査】
- 9月11日 柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）の過給機軸固着に係る現地視察について
- 9月27日 柏崎刈羽原子力発電所の原子力事業者防災訓練の事前説明について

### 【その他・公開会合】

なし

### 【柏崎刈羽原子力規制事務所】

なし

### 【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表

直近の主な更新情報は以下のとおり

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

<令和元年10月1日版>（令和元年9月29日測定分）

[https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13718/24/192\\_20190929\\_20191001.pdf](https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13718/24/192_20190929_20191001.pdf)

- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

<令和元年10月1日版>（試料採取日：令和元年9月22日～9月28日）

[https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13726/24/278\\_4\\_20191001.pdf](https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13726/24/278_4_20191001.pdf)

以上

## 竹内委員ご質問（9月16日付）への回答

9月の定例会で、原子力発電事業（沸騰水型軽水炉）の共同事業化の基本合意の説明がありました。沸騰水型原子炉の共同事業化は、経済性と技術者の確保・育成のために必要とのことでした。

## ① 原子力規制庁及び東京電力へ

技術者の育成が必要であることは、よくわかるのですが、共同事業化することで、責任の所在があいまいになることはないのでしょうか。

## 【回答】

共同事業化の有無に関わらず、原子炉等規制法では、原子力安全の一義的責任は原子炉設置者にあり、原子力規制庁としては、原子炉設置者の責任があいまいになることを許すものではありません。

## ② 原子力規制庁へ

この共同事業化が、実現した場合、原子炉設置事業者の許可は、みなしで与えられ、改めて審査はされないのでしょうか

## 【回答】

現段階において、東京電力ホールディングス（株）等から共同事業化の内容について何ら聞いていないため、お答えしかねます。